

＊北海道公報

発行 北海道
(総務部法制文書課)
電話 011-231-4111
(内線 22-264)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目次

告 示

○土地改良事業の工事の完了の届出……………	(土地改良指導課)	13
○道営土地改良事業変更計画の決定……………	(土地改良指導課)	16
○家畜伝染病検査の命令(5件)……………	(酪農畜産課)	16
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定……………	(治山課)	18
○道路の区域の変更及び供用の開始……………	(道路整備課)	18

支庁告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示(4件)……………	19
----------------------------	----

告 示

北海道告示第720号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の2第1項の規定により、次のとおり土地改良事業の工事の完了の届出があった。

平成16年8月10日

北海道知事 高 橋 はるみ

事業主体名	地区名	事業の種類	完了年月日
平 取 町	川 向 1	災害復旧(農業用施設)	平成16. 3.25
同	川 向 2	同	同
同	川 向 3	同	同 16. 2.27
同	幌 毛 志 12	同	同 16. 3.25
同	幌 毛 志 8	同	同 16. 3.19
同	本 町 4	同	同 16. 3.25
同	幌 毛 志 10	同	同
同	小 平 3	同	同 16. 3.15
同	小 平 4	同	同 16. 3.25
同	小 平 5	同	同
同	芽 生 2	同	同
同	小 平 9	同	同

同	小 平 10	同	同
同	二 風 谷 1	同	同 16. 2.10
同	荷 負 1	同	同
同	荷 負 2	同	同
同	荷 負 3	同	同
同	荷 負 5	同	同 16. 3.25
同	荷 負 6	同	同 16. 2.10
同	長 知 内 1	同	同 16. 3.15
同	貫 気 別 10	同	同
同	長 知 内 3	同	同 16. 3.25
同	長 知 内 4	同	同
同	幌 毛 志 1	同	同
同	幌 毛 志 2	同	同 16. 2.10
同	振 内 1	同	同
同	振 内 2	同	同 16. 3.25
同	振 内 3	同	同
同	振 内 4	同	同 16. 3.15
同	振 内 5	同	同 16. 3.25
同	振 内 6	同	同
同	貫 気 別 22	同	同 16. 2.10
同	振 内 8	同	同 16. 3.25
同	振 内 9	同	同
同	振 内 10	同	同
同	振 内 11	同	同
同	貫 気 別 11	同	同 16. 2.10
同	振 内 13	同	同 16. 3.25
同	振 内 14	同	同 16. 3.15
同	振 内 15	同	同 16. 3.25
同	岩 知 志 1	同	同 16. 2.10
同	岩 知 志 4	同	同 16. 3.25
同	仁 世 宇 2	同	同
同	芽 生 3	同	同
同	芽 生 4	同	同
同	貫 気 別 1	同	同 16. 2.10
同	貫 気 別 2	同	同 16. 3.25

「粘り抜く熱意と対話」(四島) (し) 未(返還) 8月は北方領土返還要求運動強調月間です。

平 取 町	幌 毛 志 9	災害復旧 (農業用施設)	平成16. 3.25	同	長 知 内 5	災害復旧 (農地)	同 16. 1.30
同	貫 気 別 4	同	同 16. 2.10	同	長 知 内 6	同	同
同	貫 気 別 5	同	同 16. 3.25	同	長 知 内 7	同	同
同	貫 気 別 6	同	同 16. 2.27	同	幌 毛 志 3	同	同
同	貫 気 別 7	同	同	同	振 内 26	同	同 15.12.19
同	貫 気 別 8	同	同 16. 3.15	同	振 内 23	同	同
同	振 内 7	同	同 16. 3.25	同	振 内 24	同	同
同	小 平 7	同	同	同	振 内 25	同	同 16. 1.30
同	小 平 8	同	同	同	岩 知 志 8	同	同 15.12.19
同	貫 気 別 14	同	同	同	幌 毛 志 7	同	同 16. 1.30
同	貫 気 別 15	同	同 16. 3.19	同	荷 菜 13	同	同
同	芽 生 1	同	同 16. 3.25	同	紫雲古津1	同	同 15.12.19
同	貫 気 別 17	同	同 16. 2.10	同	紫雲古津2	同	同 16. 1.30
同	貫 気 別 18	同	同 16. 3.15	同	小 平 13	同	同
同	貫 気 別 19	同	同 16. 3.25	同	二 風 谷 2	同	同 15.12.19
同	貫 気 別 20	同	同 16. 3.19	同	本 町 1	同	同 16. 1.30
同	貫 気 別 21	同	同 16. 3.25	門 別 町	幾 千 世 1	災害復旧 (農業用施設)	同 15. 9.25
同	貫 気 別 24	同	同 16. 2.10	同	庫 富 1	同	同
同	貫 気 別 25	同	同 16. 2.27	同	豊 田 1	同	同 16. 3.10
同	貫 気 別 28	同	同 16. 3.25	同	豊 田 2	同	同 15.10.20
同	貫 気 別 29	同	同 16. 2.10	同	平 賀	同	同 16. 2.27
同	貫 気 別 30	同	同 16. 3.25	同	福 満	同	同 16. 3.19
同	貫 気 別 35	同	同	同	緑 町	同	同 16. 1.29
同	貫 気 別 36	同	同 16. 2.10	同	幾 千 世 2	同	同 16. 3.10
同	貫 気 別 39	同	同	同	幾 千 世 3	同	同 16. 3.19
同	旭 2	同	同 16. 3.25	同	幾 千 世 4	同	同 16. 1.29
同	旭 4	同	同	同	幾 千 世 5	同	同 16. 3.10
同	旭 6	同	同	同	幾 千 世 6	同	同 16. 3.19
同	旭 8	同	同 16. 2.27	同	庫 富 2	同	同 16. 3.10
同	旭 9	同	同 16. 3.25	同	庫 富 3	同	同
同	旭 14	同	同 16. 3.15	同	庫 富 4	同	同
同	旭 15	同	同 16. 3.25	同	庫 富 5	同	同
同	荷 負 7	同	同 16. 3.15	同	庫 富 6	同	同 16. 3.19
同	貫 気 別 42	同	同 16. 2.27	同	庫 富 7	同	同 16. 3.10
同	貫 気 別 43	同	同 16. 3.25	同	広 富 1	同	同

門	別	町	広	富	2	災害復旧（農業用施設）	平成16. 3.19	同	正	和	1	同	同	16. 3.10
同			広	富	3	同	同 16. 1.29	同	正	和	2	同	同	16. 3.19
同			豊	郷	1	同	同 16. 3.10	同	正	和	3	同	同	16. 2.20
同			豊	郷	2	同	同 16. 2.25	同	正	和	4	同	同	
同			豊	郷	3	同	同 16. 3. 9	同	清	畠	4	同	同	16. 3.19
同			豊	郷	4	同	同 16. 3.10	同	緑	町	1	災害復旧（農地）	同	16. 1.30
同			豊	郷	5	同	同	同	緑	町	2	同	同	
同			豊	郷	6	同	同	同	旭	町	1	同	同	
同			豊	郷	7	同	同	同	旭	町	2	同	同	
同			豊	郷	8	同	同	同	旭	町	3	同	同	
同			豊	郷	9	同	同	同	庫	富	2	同	同	
同			豊	郷	10	同	同	同	庫	富	4	同	同	
同			豊	郷	11	同	同 16. 3.15	同	富	川	1	同	同	15.12.15
同			豊	郷	12	同	同	同	富	川	2	同	同	
同			豊	郷	13	同	同 16. 3.19	同	富	川	3	同	同	
同			豊	郷	14	同	同	同	庫	富	5	同	同	16. 1.30
同			豊	郷	20	同	同 16. 3.15	同	庫	富	7	同	同	
同			豊	郷	16	同	同 16. 3.19	同	豊	郷	1	同	同	16. 2.27
同			清	畠	1	同	同 16. 3.10	同	豊	郷	2	同	同	
同			豊	郷	17	同	同 16. 2.25	同	豊	郷	4	同	同	
同			豊	郷	19	同	同 16. 3.19	同	豊	郷	6	同	同	
同			豊	田	4	同	同	同	豊	郷	7	同	同	
同			清	畠	5	同	同 16. 3. 9	同	豊	郷	8	同	同	
同			豊	郷	18	同	同 16. 2.25	同	豊	郷	12	同	同	
同			清	畠	7	同	同 16. 3.10	同	豊	郷	13	同	同	
同			豊	田	7	同	同 16. 2.27	同	豊	郷	14	同	同	
同			広	富	4	同	同	同	豊	郷	15	同	同	
同			清	畠	10	同	同 16. 3.10	同	豊	郷	16	同	同	
同			正	和	7	同	同 16. 3.19	同	豊	郷	17	同	同	
同			正	和	6	同	同 16. 2.27	同	庫	富	9	同	同	16. 2. 9
同			賀	張		同	同 16. 3. 9	同	庫	富	10	同	同	
同			豊	田	3	同	同 16. 3.19	同	庫	富	11	同	同	
同			正	和	5	同	同 16. 2.20	同	庫	富	12	同	同	
同			豊	田	5	同	同 16. 3. 5	同	庫	富	13	同	同	
同			豊	田	6	同	同 16. 2.27	同	広	富	1	同	同	

門 別 町	広 富 2	災害復旧（農地）	平成16. 2. 9	同	若 園 3	同	同 16. 3.25
同	広 富 3	同	同	同	若 園 2	同	同 16. 3.26
同	広 富 5	同	同	同	若 園 4	同	同
同	広 富 6	同	同	同	静 内 町 西 川 1	同	同 16. 3.10
同	広 富 7	同	同	同	同 西 川 2	同	同 16. 3.15
同	広 富 9	同	同	同	同 西 川 3	同	同
同	広 富 10	同	同	同	同 真 歌	同	同 16. 3.19
同	広 富 11	同	同	同	静内町土地改良区 神 森	同	同 16. 3.15
同	広富11－2	同	同				
同	豊 郷 5	同	同 16. 1.30				
門別町土地改良区	美 宇 2	災害復旧（農業用施設）	同 16. 3.19				
同	美 宇 3	同	同 16. 3. 8				
同	大 狩 部 1	同	同 16. 3.19				
同	大 狩 部 2	同	同				
同	大 狩 部 3	同	同				
同	大 狩 部 4	同	同				
同	大 狩 部 5	同	同				
新 冠 町	明 和 1	同	同 16. 3.15				
同	明 和 2	同	同 16. 3.25				
同	明 和 3	同	同 16. 3.19				
同	明 和 4	同	同 16. 3.25				
同	明 和 5	同	同				
同	明 和 6	同	同				
同	明 和 7	同	同				
同	明 和 8	同	同				
同	共 栄 1	同	同				
同	共 栄 2	同	同				
同	共 栄 3	同	同				
同	共 栄 4	同	同 15.10. 9				
同	美 宇 1	同	同 16. 3.25				
同	太 陽 1	同	同 16. 3.19				
同	新 栄 1	同	同 16. 3.25				
同	若 園 1	同	同 15.10. 9				
同	共栄16－1	同	同 16. 3.10				
新冠町農業協同組合	泉	同	同 16. 3.26				

北海道告示第721号

次の地区について、道営土地改良事業の土地改良事業変更計画を定めた。
その関係書類は、平成16年8月11日から20日間、一般の縦覧に供する。
平成16年8月10日

北海道知事 高 橋 はるみ

地 区 名	事 業	の 種 類	縦 覧 場 所
中條津南	経営体育成基盤整備（区画整理、農業用排水）		北海道石狩支庁
福 浜	畑地帯総合整備〔担い手育成型〕（農業用排水、農道、区画整理、暗きょ、土層改良、農用地造成）		北海道日高支庁

北海道告示第722号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、次のとおり当該鶏の所有者に対し、当該鶏について、家きんサルモネラ感染症（ひな白痢に限る。）の予防のための検査を受けることを命ずる。
平成16年8月10日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 実 施 の 目 的

家きんサルモネラ感染症（ひな白痢に限る。）の発生予防のため

2 実施する区域の市町村名及び実施の期日

実施する区域の	実 施 の 期 日
市 町 村 名	（当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日）
岩 見 沢 市	平成16年9月1日から平成17年3月18日まで
由 仁 町	同
留 辺 蘂 町	同 10月1日から平成17年3月31日まで
幕 別 町	同 11月8日から12月28日まで
清 水 町	同

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施の区域内で飼育する種鶏、種鶏候補鶏及びこれらと同一鶏舎に飼育する鶏

4 実施の方法

- (1) 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で家畜防疫員が行う。
- (2) 検査は、全血を用いるひな白痢急速凝集反応法による。

北海道告示第723号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、次のとおり当該牛の所有者に対し、当該牛について、牛のブルセラ病及びヨーネ病の予防のための検査を受けることを命ずる。

平成16年8月10日

北海道知事 高橋 はるみ

1 実施の目的

牛のブルセラ病及びヨーネ病の発生予防のため

実施する区域の 実 施 の 期 日
市 町 村 名 （当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日）

石 狩 市	平成16年9月6日から30日まで
江 別 市	同 10月4日から11月26日まで
八 雲 町	同 9月1日から11月30日まで
瀬 棚 町	同 10月18日から12月3日まで
積 丹 町	同 10月25日から11月26日まで
美 深 町	同 9月6日から11月19日まで
遠 別 町	同 10月4日から11月26日まで
天 塩 町	同 9月6日から11月19日まで
本 別 町	同 8月16日から10月8日まで
幕 別 町	同 9月27日から11月12日まで
士 幌 町	同 11月8日から12月24日まで
標 茶 町	同 9月6日から平成17年1月7日まで

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域内で搾乳の用に供する雌牛。ただし、生後24箇月未満のものを除く。

4 実施の方法

- (1) 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で家畜防疫員が行う。
- (2) 検査は、家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第9条に定める方法による。

北海道告示第724号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、次のとおり当該牛の所有者に対し、当該牛について、牛のヨーネ病の予防のための検査を受けることを命ずる。

平成16年8月10日

北海道知事 高橋 はるみ

1 実施の目的

牛のヨーネ病の発生予防のため

2 実施する区域の市町村名及び実施の期日

実施する区域の 実 施 の 期 日
市 町 村 名 （当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日）

北 広 島 市	平成16年11月15日から12月3日まで
八 雲 町	同 9月1日から11月30日まで
積 丹 町	同 10月25日から11月26日まで
美 深 町	同 9月6日から11月19日まで
天 塩 町	同
帯 広 市	同 10月18日から11月26日まで
本 別 町	同 8月30日から12月10日まで
士 幌 町	同 11月22日から平成17年2月10日まで
標 茶 町	同 9月6日から平成17年1月7日まで

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域内で繁殖の用に供する肉用雌牛。ただし、生後24箇月未満のものを除く。

4 実施の方法

- (1) 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で家畜防疫員が行う。
- (2) 検査は、家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第9条に定める方法による。

北海道告示第725号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、次のとおり当該牛の所有者に対し、当該牛について、牛の結核病の予防のための検査を受けることを命ずる。

平成16年8月10日

北海道知事 高橋 はるみ

1 実施の目的

牛の結核病の発生予防のため

2 実施する区域の市町村名及び実施の期日

実施する区域の市町村名		実施の期日 （当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日）		北海道知事 高 橋 はるみ	
当 別 町		平成16年10月4日から29日まで		1 実 施 の 目 的	
北 村	同	10月1日から12月10日まで		馬伝染性貧血の発生予防のため	
栗 沢 町	同			2 実施する区域の市町村名及び実施の期日	
南 幌 町	同			実施する区域の 実 施 の 期 日	
栗 山 町	同			市 町 村 名 （当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日）	
浦 臼 町	同			厚 沢 部 町 平成16年10月25日から12月24日まで	
北 竜 町	同			3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲	
旭 川 市	同	10月18日から12月17日まで		実施する区域内で飼育している馬。ただし、生後180日未満のもの及び種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄馬を除く。	
猿 払 村	同	9月13日から12月6日まで		4 実 施 の 方 法	
浜 頓 別 町	同	10月18日から12月27日まで		(1) 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で家畜防疫員が行う。	
興 部 町	同	9月13日から12月3日まで		(2) 検査は、家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第9条に定める方法による。	
佐 呂 間 町	同	9月28日から12月28日まで			
紋 別 市	同	10月18日から平成17年1月27日まで		北海道告示第727号	
置 戸 町	同	10月25日から平成17年1月28日まで		農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。	
端 野 町	同	11月16日から平成17年1月28日まで		平成16年8月10日	
陸 別 町	同	8月30日から10月22日まで		北海道知事 高 橋 はるみ	
浦 幌 町	同	9月21日から11月19日まで		1(1) 解除予定保安林の所在場所 岩内郡共和町（国有林。次の図に示す部分に限る。）	
足 寄 町	同	10月18日から12月3日まで		(2) 保安林として指定された目的 水源のかん養	
清 水 町	同	11月15日から平成17年1月21日まで		(3) 解 除 の 理 由 道路用地とするため	
別 海 町	同	11月15日から12月24日まで		2(1) 解除予定保安林の所在場所 岩内郡共和町（国有林。次の図に示す部分に限る。）	
中 標 津 町	同			(2) 保安林として指定された目的 公衆の保健	
3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲		実施する区域内で搾乳の用に供する雌牛。ただし、生後24箇月未満のものを除く。		(3) 解 除 の 理 由 道路用地とするため	
4 実 施 の 方 法		(1) 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で家畜防疫員が行う。		(「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部治山課及び共和町役場に備え置いて縦覧に供する。)	
		(2) 検査は、家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第9条に定める方法による。		北海道告示第728号	
北海道告示第726号		家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、次のとおり当該馬の所有者に対し、当該馬について、馬伝染性貧血の予防のための検査を受けることを命ずる。		道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。	
平成16年8月10日				その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道留萌土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。	

平成16年 8 月10日		北海道釧路支庁長 高 橋 英 明	
1 道路の種類 道道		1 落札に係る物品等の名称及び数量	
2 路 線 名 天売島線		ロータリ除雪車（1.3m／700 t） 1 台	
3 道路の区域		2 落札を決定した日	
区	間 変更前後の別 敷 地 の 幅 員 延 長 国道等との重複区間	平成16年 7 月22日	
苫前郡羽幌町大字天売字豊畑 3 番 2 地先から	前 7.50mから17.00mまで 89.75m	3 落札者の氏名及び住所	
苫前郡羽幌町大字天売字相影15番地先まで	後 8.25mから28.50mまで 78.85m	(1) 氏 名 道栄機械株式会社 代表取締役 山内 功	
		(2) 住 所 札幌市清田区平岡 2 条 3 丁目 7 番12号	
		4 落札金額	
		11,965,800円	
		5 契約の相手方を決定した手続	
		一般競争入札	
		6 一般競争入札の公告	
		平成16年 6 月 8 日付け北海道釧路支庁告示第5002号	
		7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地	
		(1) 名 称 北海道釧路土木現業所企画総務部総務課	
		(2) 所在地 釧路市双葉町 6 番10号	
		北海道釧路支庁告示第5011号	
		次のとおり随意契約の相手方を決定した。	
		平成16年 8 月10日	
		北海道釧路支庁長 高 橋 英 明	
		1 随意契約に係る物品等の名称及び数量	
		除雪トラック（10 t 級、6 × 6、A ・ G ・ 1 W付 2 台、S ・ G ・ 2 W付 1 台） 3 台	
		2 随意契約の相手方を決定した日	
		平成16年 7 月22日	
		3 随意契約の相手方の氏名及び住所	
		(1) 氏 名 東北道いすゞ自動車株式会社 取締役社長 高薄 健	
		(2) 住 所 帯広市大通南 7 丁目 8 番地	
		4 随意契約に係る契約金額	
		79,548,000円	
		5 契約の相手方を決定した手続	
		随意契約	
		6 随意契約によった理由	
		地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 2 第 1 項第 6 号	

- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名 称 北海道釧路土木現業所企画総務部総務課
(2) 所在地 釧路市双葉町6番10号
-

北海道釧路支庁告示第5012号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成16年8月10日

北海道釧路支庁長 高 橋 英 明

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
凍結防止剤散布車（湿式2.5m³、G、溶液タンク付） 1台
- 2 落札を決定した日
平成16年7月22日
- 3 落札者の氏名及び住所
(1) 氏 名 株式会社日本除雪機製作所 代表取締役 矢野 眞
(2) 住 所 札幌市手稲区稲穂3条6丁目4番38号
- 4 落札金額
30,345,000円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
平成16年6月8日付け北海道釧路支庁告示第5003号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名 称 北海道釧路土木現業所企画総務部総務課
(2) 所在地 釧路市双葉町6番10号
-